第二十二条の七十一第二項第三号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項第三号中「分割承継法人等（」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第七項第三号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第五号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同条第八項第三号中「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の七十二第三項第三号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第七項中「適格分社型分割等の日」を「適格分割又は適格現物出資の日」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第八項中「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人（」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十項第三号中「同項第三号に規定する分割承継法人等」を「被現物出資法人」に改め、同項第四号中「適格分割型分割又は同項第三号に規定する適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同項第五号中「同項第三号に定める特別勘定の金額若しくは」を削り、同条第十一項第三号中「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の七十二の二を削る。

第二十二条の七十三第二項中「第三十九条の百九の三第五項」を「第三十九条の百九の二第五項」に改め、同条第三項第三号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の七十三の二第二項第三号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の七十四の見出しを「（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第五号中「（同条第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の八十八第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連取引（以下この項において「国外関連取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ　当該国外関連取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ　当該国外関連取引において法第六十八条の八十八第六項の連結法人及び当該連結法人に係る国外関連者（同条第一項に規定する国外関連者をいう。以下この項において同じ。）が果たす機能並びに当該国外関連取引において当該連結法人及び当該国外関連者が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外関連取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）に係る事項を記載した書類

ハ　法第六十八条の八十八第六項の連結法人又は当該連結法人に係る国外関連者が当該国外関連取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ　当該国外関連取引に係る契約書又は契約の内容を記載した書類

ホ　法第六十八条の八十八第六項の連結法人が、当該国外関連取引において当該連結法人に係る国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該国外関連者に支払う対価の額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ　法第六十八条の八十八第六項の連結法人及び当該連結法人に係る国外関連者の当該国外関連取引に係る損益の明細を記載した書類

ト　当該国外関連取引に係る資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引について行われた市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ　法第六十八条の八十八第六項の連結法人及び当該連結法人に係る国外関連者の事業の方針を記載した書類

リ　当該国外関連取引と密接に関連する他の取引の有無及びその内容を記載した書類

二　法第六十八条の八十八第六項の連結法人が国外関連取引に係る独立企業間価格（同条第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類

イ　当該連結法人が選定した法第六十八条の八十八第二項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該連結法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロからホまでに掲げる書類を除く。）

ロ　当該連結法人が採用した当該国外関連取引に係る比較対象取引（法第六十八条の八十八第二項第一号イに規定する特殊の関係にない売手と買手が国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と同様の状況の下で売買した取引、施行令第三十九条の百十二第五項に規定する比較対象取引、同条第六項に規定する比較対象取引、同条第七項第二号に規定する比較対象取引及び同項第三号に規定する比較対象取引をいう。以下この号において同じ。）（法第六十八条の八十八第二項第一号ニに掲げる準ずる方法に係る比較対象取引に相当する取引、施行令第三十九条の百十二第七項第四号に掲げる準ずる方法に係る比較対象取引に相当する取引及び法第六十八条の八十八第二項第二号に掲げる同等の方法に係る比較対象取引に相当する取引を含む。以下この号において「比較対象取引等」という。）の選定に係る事項及び当該比較対象取引等の明細を記載した書類

ハ　当該連結法人が施行令第三十九条の百十二第七項第一号に掲げる方法を選定した場合における同号に規定する当該連結法人及び当該連結法人に係る国外関連者に帰属するものとして計算した金額を算出するための書類

ニ　当該連結法人が複数の国外関連取引を一の取引として独立企業間価格の算定を行つた場合のその理由及び各取引の内容を記載した書類

ホ　比較対象取引等について差異調整（法第六十八条の八十八第二項第一号イに規定する調整、施行令第三十九条の百十二第七項第四号に掲げる準ずる方法に係る差異調整に相当する調整及び法第六十八条の八十八第二項第二号に掲げる同等の方法に係る差異調整に相当する調整を含む。以下この号において「差異調整等」という。）を行つた場合のその理由及び当該差異調整等の方法を記載した書類

第二十二条の七十五第二号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第二十二条の七十六の見出し中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第二項中「第六十八条の九十第五項に規定する財務省令」を「第六十八条の九十第六項に規定する財務省令」に、「次の各号に掲げるもの」を「次に掲げる書類及び当該特定外国子会社等が各事業年度において同条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない適用対象金額（同項に規定する適用対象金額をいう。第四項において同じ。）を有する場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した書類」に、「当該各号に掲げるもの」を「これらの書類」に改め、同項第一号中「第六十八条の九十第五項」を「第六十八条の九十第六項」に改め、同項第五号中「次号」の下に「及び第四項第三号」を加え、「株式又は出資」を「株式等（株式又は出資をいう。第四項において同じ。）」に改め、同項第六号中「第六十八条の九十第五項」を「第六十八条の九十第六項」に改め、同条に次の一項を加える。